

流量計による汚水排出量の認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市下水道条例（昭和35年姫路市条例第32号）第14条第1項第2号及び同条第2項並びに姫路市下水道条例施行規程（令和4年姫路市規程第13号）第6条の4第2項第3号の規定による汚水排出量の認定のうち、流量計により汚水排出量を認定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 流量計を設置しようとする者は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に次に掲げる書類を提出し、事前協議を行わなければならない。

- (1) 汚水排出量減量申告書
- (2) 給排水図面（流量計設置図面）
- (3) 流量計の仕様書
- (4) 流量計を製造した者又は流量計を販売した者のうち流量計を製造した者と同等の見識がある者であって、現地での設置条件の確認及び精度保証をすることができるもの（以下「流量計製造業者等」という。）が発行する精度に関する証明書
- (5) 流量計の精度を保つための設置条件、点検等の条件が記載されている資料
- (6) 流量計算の手法及び計算例並びに計測方法フロー図
- (7) 係数を用いる場合においては、その係数が適合していることを示す根拠資料
- (8) 点検・メンテナンス計画書

(流量計の要件)

第3条 管理者は、前条の事前協議があったときは、その内容について審査し、流量計が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該流量計により汚水排出量の認定を行うものとする。

- (1) 計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ(7)に規定する排水積算体積計、同条第6号ロに規定する排水流速計又は同条第9号ロに規定する排水流量計であって、日本産業規格B7557に適合するものであること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす流量計であること。

- ア 流量計の製造業者が、計量法（平成4年法律第51号）第40条第1項の規定による事業の届出を行った者であること。
- イ 最大許容器差が、日本産業規格B7557に定める基準を満たしていること。
- ウ 静水時（静止時）に0立方メートルを計測していること。
- エ 停電時でも測定記録が残るものであること。
- オ 調整装置及び補正装置を流量計の外部で接続するときは、封印できること。
- カ 係数の変更ができる場合にあっては、日量、更正係数に係る数値及び変更履歴について少なくとも1年間の記録を確認することができること。

（流量計の設置）

第4条 前条の規定により要件を満たすものとされた流量計を設置する者（以下「設置者」という。）は、当該流量計の設置条件、維持管理等に関する内容について、流量計製造業者等から十分な説明を受けた上で設置を行うものとする。

- 2 設置者は、流量計を設置したときは、当該流量計に係る各種設定、計測精度等について管理者の確認を受けなければならない。

（流量計の点検）

第5条 設置者は、流量計製造業者等の立会の下、流量計の仕様書に定める方法及び時期に当該流量計に係る点検及び計測精度の測定（以下「点検等」という。）を行うものとする。

- 2 設置者は、点検等を行ったときは、速やかに点検等の結果を管理者に報告しなければならない。

（設置者の誓約）

第6条 設置者は、流量計による汚水排出量の認定に関して、誓約書（別記様式）を提出するものとする。

（汚水排出量の認定）

第7条 管理者は、設置者が次のいずれかに該当する場合は、流量計による汚水排出量の認定を行わないものとする。

- (1) 流量計の試験を日本産業規格に従い行っていないとき。
- (2) 少量を計測しない機能（ローカット機能）を使用しているとき。

- (3) 計測のための係数がある場合にあっては、管理者の許可なく係数の変更を行ったとき又は遠隔操作で計数の変更を行ったとき。
- (4) 第5条第1項の点検を行わなかったとき。
- (5) 第5条第2項に規定する点検等の報告をしなかったとき。
- (6) 流量計に耐用年数が明記されている場合にあっては、当該耐用年数を超えて使用したとき。
- (7) 設置者又は流量計製造業者等が、虚偽申告その他不正行為により使用料の徴収を免れたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が流量計による計測が適正に行われていないと認めるとき。

(故障等測定困難な場合)

第8条 設置者は、流量計の故障、停電等により欠測が生じたときは、管理者にその旨を直ちに報告するとともに、当該欠測の記録を示す書面を提出し、測定が困難な状態を速やかに解消しなければならない。

(変更の届出)

第9条 設置者は、流量計を更新したときその他第2条各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、管理者に変更内容を記した書類を提出しなければならない。

(報告等の徴収)

第10条 管理者は、流量計の設置及び維持管理に関し必要があると認めるときは、設置者及び流量計製造業者等に報告を求めることができる。

(廃止の届出)

第11条 設置者は、流量計を廃止したときは、管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に設置している流量計であって汚水排出量の認定のために使用されているものについては、この要領により設置され、当該流量計について市

長の確認を受け、及び市長に誓約書が提出されたものとみなしてこの要領の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。